理由書案ノ名称ノ為メ幾務シタル者ハ当社ヲ幾書手当ヲ附與スル事

五、皆勤手当附與ノ件

理由書案ハ毎月手当十円ヲ各人平等ニ附與スル事

六、機械掃除夫三名以上雇入ノ件

七、入社後解雇スル時ハ左記ノ通リニ依リ手当ヲ支給スル事

一、六ヶ月以内　二ヶ月分　二、六ヶ月以上一ヶ年迄　三ヶ月分

三、一ヶ年以上ニシテ六ヶ月ヲ増ス毎ニ一ヶ月分ヲ追加スル事

附帯条件

一、今回ノ要求ニ対シ幸議ニ移リシ時ハ幸議中ノ日給ヲ支給スル事

二、今回ノ幸議ニ関シテ直接間接ノ理由ニ依リ犠牲者ヲ出サシメザル事

右決議ス

東京朝日新聞印刷部一同

「罷工破り」に成下る

新聞社のストライキは遂に破れたるか、

新聞社と雖も新聞社の機械部の職業員は飽迄も自己の生活の為メ人道上公平の敵愾を屈して罷業の為メ隣級の擁護機関たる新聞社の仕事の仕を引き詰りたるが之を社会論に発表するに因り世に僕たち罷業隊の要求貫徹と共に新聞社の罷業は何故遠り難いのか、又社会新聞社会とも云ふべきが資本家仲間のうたてやすく絶対に礼を居るのみ故なれば一社や二社が火蓋を切つた勇敢の行動を直ちに通じて其の日の新聞だけは何とか無き新聞に成せる事が多者多かるべき故なれば我々は先づ何はさて僕たちが新聞社会の社会婦人の嘉に苦しめられて僕たちの真の力を発揮するのが不能なりとする事の為メ新聞社に対しては水一しずくも飲ませぬ覚悟なり

新聞社の待遇は水一しずくも飲ませぬ覚悟なり

拡張業は日に日を、秀来会を臨時の途中がどんどん確かりこた足場を築いて行きうたた僕たちはどうなるのだ

諸君は我々の之の戦に参加するが又私と懇認するか未だ一人の利益のため「罷工破り」した連中とは知らぬ、若しそうしたら事実